編集

大野印刷株

平 成二十 八年

三月三十一日 号 <u>五</u>

(木曜日)

一項」を「同項」に改める。

目

次

例

〇条

例

大分県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県条例第二十五号

大分県税条例等の一部を改正する条例

(大分県税条例の一部改正)

第一条 る 大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正す

口中「百分の○・三」を「百分の○・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・ 六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の○・七二」を「百分の一・二」に改め、 分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・ 口中「百分の○・三」を「百分の○・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百 六」に改める。 第三十五条の四第一項第一号イ中「百分の○・七二」を「百分の一・二」に改め、 同号 同号

附則第七条中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは 附則第十九条の二中 「百分の六」とあるのは 「百分の四・六」を「、 「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、 「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは 「百分の二・七」に、 「百分の二・三」を「百分の〇・ 「百分の〇・三」 「百分 「百分

の〇・七」に改める。

改め、 「第三十六条の九第一項第一号」を 附則第二十条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一 同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、 「同号」に、 「においては」を「には」に、 「同条第 旦に

項」に改め、同号ハを同号二とし、同号口の次に次のように加える。 第十四項」を「第四条の四第十六項」に、 附則第二十二条の二中「においては」を「には」に改め、同条第五号ハ中 「第四条の四第十五項」を 「第四条の四第十七 「第四条の四

- するもので施行規則附則第四条の四第十四項に規定するもの 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当
- 適合すること。 るべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十五 項に規定するもの 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用され (次条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に
- を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五

項 項」に改め、 附則第二十二条の二の二第二項第二号二中「第四条の五第八項」 に改め、 同号ハを同号二とし、同号口の次に次のように加える 同号二を同号ホとし、同号ハ中「第四条の五第七項」 を を 「第四条の五第九 「第四条の五第八

- するもので施行規則附則第四条の五第七項に規定するもの 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当
- 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) (1)乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を

号二とし、同号口の次に次のように加える。 条の五第十四項」に改め、 項」に改め、同号ロ中 改め、同号二中「第四条の五第十六項」を 項」を「第四条の五第十三項」に改め、 ホとし、同号ハ中 「第四条の五第十一項」 附則第二十二条の二の二第三項第一号イ中「第四条の五第九項」を「第四条の五第十 「第四条の五第十五項」を 「第四条の五第十項」を「第四条の五第十一項」に改め、 を「第四条の五第十二項」に改め、 同号ロ中「第四条の五第十四項」 同項第二号イ中 「第四条の五第十八項」に改め、同号ニを同号 「第四条の五第十七項」に改め、 「第四条の五第十三項」 を「第四条の五第十五項」に 同号二中「第四条の五第十二 同号ハを同 同号ハ中 を「第四

平成二十八年三月三十一日

大分県報号外

- するもので施行規則附則第四条の五第十六項に規定するものハー車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当
- ① 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- 乗じて得た数値以上であること。 (2) エネルギー消費効率に百分の百五を

- するもので施行規則附則第四条の五第二十四項に規定するものハー車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当
- 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- と。(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

号ハ又は二」を「附則第二十二条の二の二第四項第二号二又はホ」に改める。三項第二号二又はホ」に改め、同条第四項第三号中「附則第二十二条の二の二第三項第二号ハ又は二」を「附則第二十二条の二の二第三項第二号ハ又は二」を「附則第二十二条の二の二第三項第二号二又はホ」に改め、同条第三項第三号中「附則第二十二条の二の二第二項第二号ハ又は二」を「附則第二十二条の二の二第二項第二日ハ又は二」を「附則第二十二条の二の二第二項第二日ハ又は二」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の二第五号ハ」を「附則第二十二条の三第五号ハ」を「附則第二十二条の三第五号ハ」に改める。

号」を「次項第三号」に、 ら起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、 分」に改め、 た日の属する年度」を「もの」に改め、 附則第二十二条の七第一項中「。 次項において同じ」を削り、 同項第一号中 同条第五項第二号中 「当該各号に定める年度以後の年度分」を 「、平成二十一年天然ガス車基準」を「、 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過し 同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日か 同条第二項から第四項 「次項及び第三項第三 「平成二十八年度 道路運送車両

> 第六項中「第五条の二第十 号中「第五条の二第十項」を「第五条の二第七項」に改め、 限度」という。)」に、 則附則第五条の二第五項に規定するもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容 物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に う。) が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者 適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規 成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項にお ルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平 等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネ 基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号 規定するものをいう。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年度 用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条の二第三項に 第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「(電力併用自動車のうち、動力源として 環境保全上の技術基準 適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の 法第四十一条の規定により平成二十一年十月 いて「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)」に、「平成十七年窒素酸化 重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日) イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」とい ス車基準」という。)」に、 行規則附則第五条の二第一項に規定するもの 同項に次の表を加える。 (第四号及び第五号において「排出ガス保安基準」という。)で施 「第五条の二第九項」を 項 「第五条の二第八項」を「第五条の二第二項」に改め、同項 を 「第五条の二第八項」 日 (以下この号において「平成二十一年天然ガ (同法第四十条第三号に規定する車両総 「第五条の二第六項」に改め、 に、 同項を同条第二項とし、 「第三項」 を 「次」に改 同項第五 同条

一万二千円	二万三千六百円	
一万五百円	二万五百円	
九千円	一万七千九百円	
八千円	一万五千七百円	
七千円	一万三千八百円	
五千円	九千五百円	
四千五百円	八千五百円	
四千円	七千五百円	第五十四条第一項第一号イ

平成一
一十八年
三月三十
日日

大分県報号外 (条例)

							第五十四条第一項第二号口										第五十四条第一項第二号イ										第五十四条第一項第一号口		
四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一天ご千五百円	- ブ - ブ - ブ - ゴ - ヨ - ヨ - ヨ - ヨ	一方式と日	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七百円	二万七千二百円
二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	万千円	ナ手五百円			た 千円	四千五百円	三千五百円	五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万五千円	二万五百円	一万四千円
第五十四条第一項第五号口	第五十四条第一項第五号イ		第五十四条第一項第四号							第五十四条第一項第三号口							第五十四条第一項第三号イ(2)							第五十四条第一項第三号イ(1)		第五十四条第一項第二号ハ(2)		第五十四条第一項第二号ハ(1)	
二万三千六百円	一万二千円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百円	一万二百円	一万五千百円	七千五百円	六千三百円
一万二千円	六千円	三千円	二千五百円	四万千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一 万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円

	四千円	八千円	
	三千二百円	六千三百円	
	二千六百円	五千二百円	第五十四条第二項第二号
	三千二百円	六千三百円	
6	二千三百円	四千七百円	
	千八百円	三千七百円	第五十四条第二項第一号
	九千五百円	一万八千二百円	
	七千円	一万三千五百円	第五十四条第一項第五号ハ
5	四万四千五百円	八万八千八百円	
	三万五千五百円	七万四百円	
	三万千円	六万千二百円	
4	二万七千円	五万三千二百円	
	二万三千五百円	四万六千四百円	
	二万五百円	四万八百円	
	一万八千円	三万六千円	
3	一万六千円	三万千六百円	
	一万四千円	二万七千六百円	

附則第二十二条の七第六項を同条第三項とし、同条第七項を削る。

(大分県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

を次のように改正する。 第二条 大分県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年大分県条例第三十号)の一部

第一条中大分県税条例第三十五条の四及び附則第十九条の二の改正規定を削る。

附則

(施行期日)

から施行する。
1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日

(個人の県民税に関する経過措置)

成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。県民税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平2 第一条の規定による改正後の大分県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の

(法人の事業税に関する経過措置)

た事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。いう。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始し新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」と

(不動産取得税に関する経過措置)

については、なお従前の例による。べき不動産取得税については、なお従前の例による。施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課す

(自動車取得税に関する経過措置)

については、なお従前の例による。べき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税がき自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課す

(自動車税に関する経過措置)

し、平成二十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用